# 衝撃と沈黙

# --〈集団の罪〉政策と反撥--

初 見 基

### はじめに

本稿は、第二次大戦直後のドイツにおいてさまざまなかたちで論じられた〈集団の罪(Kollektivschuld)〉を検討する作業の一環をなす。企て全体は言説史研究ないし思想史研究の枠内で進められているものの、本稿は、その前提となる歴史的関連を主として先行研究に依拠しつつ確認するにとどまる。

ナチ・ドイツという全体主義国家による〈罪〉を考えるとき、ナチがもっぱら武力で政権を奪取し国民は暴力支配に押し拉がれるばかりだった、という事情でなかった以上、限定された政治指導層の〈過誤〉にとどまらないそれを支えた広範な層にも、当然なんらかの〈加担〉が問われざるをえなかった。そうしたなかで〈集団の罪〉という新語も流通した。

この語のもったある種の喚起力は、直接には 1940 年代後半の一時的なものであったにせよ、その後にいたるまで種々の議論を呼んでいる。ただその多くは、〈集団の罪〉という設定自体に否定的なものだった。オイゲン・コーゴンが「フランクフルター・ヘフテ」誌創刊号(1946 年 4 月)に寄せた文章のなかの次の記述は、当時の、そしてその後の一般的見解を代表しているだろう。

ドイツ精神に思慮の力を目覚めさせることが、先を見越した連合国による現実政治の課題だった。それは「再教育」計画としてまとめられた。そしてこれは〈ドイツ人の集団の罪というテーゼ〉によって導かれた。ドイツ人にはみな共同の罪がある、という非難の「衝撃」は、敗北の真の原因をドイツ人に認識させるはずだった。このテーゼが告知されてからほぼ一年が経った今日、その目的は逸された、と言えるだけだ。

これは、ドイツ国民に対してというよりは、適用された教育手段に対してのことだ。政治的道具の実用価値は、想定された目標が達せられたかどうかによるからだ。「衝撃」政策はドイツ人の良心の力をではなく、国民社会主義の悪行に誰も彼もが共同責任がある、という告発への拒絶の力を目覚めさせた。<sup>1)</sup>

〈集団の罪〉概念は期待されていたような〈罪の反省〉を広範なドイツ人のもとに生むことはなくむしろ反撥を招くばかりだった。そこでこの考えに基づいていた初期の〈非ナチ化(Entnazifizierung)〉〈再教育(Reeducation/Umerziehung)〉の占領政策は失敗に終わった。という判断だ。さらにまた、〈集団の罪〉のもとでドイツ人の責任が公的に問われる事実はなかったことをもって、この概念自体がドイツ側の過剰防衛の産物であるといった議論すらある。

本稿では、〈集団の罪〉をめぐる諸言説の前提の一画をなすべき、アメリカ合州国を主とする占領軍側による、〈集団の罪〉テーゼのもとに括られうる処遇の具体例のいくつかを瞥見し、そして場合によって、それに対する反応ないし反撥の一端を挙げる。個別事例について詳細に検討することも、またこれが長期的にいかなる作用をおよぼしたかについても本稿の 埒外であり、ここでは概略を示すにとどまる。

上記のとおり、アメリカ合州国をはじめとして戦勝国側がドイツ人の〈集 · 団の罪〉を、その語を用いて公然と追及している例は見いだしえない。

まずソ連の見解に関しては、そもそも〈ドイツ人民はナチズム・ファシズムから解放された〉、という〈終戦〉規定からして、〈集団の罪〉をもちだすいわれはなかった。スターリンはつとに《ヒトラー一党とドイツ国民およびドイツ国家を同一視するとしたら笑止だ。ヒトラーたちがやって来て去っていく、その一方でドイツ国民とドイツ国家は残る、これは歴史が示すところだ》<sup>2)</sup>と言明している。ただそれがソ連による実際の占領政策とどれだけ符合していたかどうかは別問題となる<sup>3)</sup>。

また、近代法の観点からするなら、なんらかの犯罪の責を犯罪実行者が 属する集団成員すべてに求める理路ははじめからありえず、占領国の側で の法的次元においては当然ながら〈集団の罪〉という訴因は退けられてい る。いわゆる「ニュルンベルク裁判」の冒頭陳述のなかでロバート・ジャクソン主席検事は 1945 年 11 月 21 日に次のように述べている。

私たちは、全ドイツ国民に罪を問う意図のないことをはっきりさせておきたい。過半数の得票をもとにナチ党が権力に就いたのでないことを私たちは知っている。[…] もし広範なドイツ国民が国民社会主義の党綱領を進んで受け容れていたというのなら、党の比較的初期段階で突撃隊など不必要だったろうし、ナチが国家を奪取した後にすぐさま創設された強制収容所やゲスターポといった二つの装置も必要とされなかっただろう。4)

「ニュルンベルク裁判」傍聴記を記しているエーリヒ・ケストナーはこの発言に触れて、次のように述べている。《先日、ニュルンベルク裁判でアメリカのジャクソン裁判長〔ママ、原文は Oberrichter〕が世界に向かって〔上掲引用のように〕宣言したとき、心身ともに廃人となりジプシー〔ママ、原文は Zigeuner〕になってしまった貧困きわまる何百万にものぼるドイツ人のあいだを、安堵の軽いため息が通り抜けていった。》がジャクソンによるこの言明は《ドイツの戦後期ジャーナリズムにあってしばしば注意を促すかたちで想起される》がと後の研究者も言うように、〈集団の罪〉テーゼが公的に否認されたものと爾後広く見なされる。

さらに、「IGファルベンおよびクルップ裁判」の判決文でも、《集団の罪》という語を持ち出した次のようなくだりが見られる。

いま我々のまえにいる被告は、民政の高官でもなければ高級将校でもなかった。彼らの関与は追随者のそれであり主導者のではない。もし我々が関与の基準を彼らを含めるまで下げるなら、大量のドイツ人のあいだでの有罪と無罪を線引きする論理的場を見いだすのは難しい。ドイツ人の大多数が平和に対する罪を犯したと非難を受けるべきとは、当然考えられない。そうするなら集団の罪(collective guilt)の判決となり、大量の処罰という帰結がその論理的な結果であり、これは国際法に先例はなく、人間関係において正当化されない。<sup>7)</sup>

<del>- 143 - </del>

連合国側によって開かれた法廷では、このように公的かつ明確に〈集団の罪〉が否認されている。そもそも法理論的にはもとより妥当性の余地はなく、さらに実際問題として考えるなら、いくら全体主義国家とはいえその国民全体の罪を問い、それになんらかのかたちで相応の法的措置をくだすこと自体に、そもそも現実味がなかった。

とはいうものの、連合国側が裁判という場であえてこうして断るのも、逆から見るならば、〈集団の罪〉を想定する声がどこかにあるからこそであったといううがった見方も考えられる。そしてそれにもまして、これから示すように、とくにアメリカ合州国の具体的な占領方針の背景に〈集団の罪〉の発想を看て取ることは容易である。

### 1. モーゲンソー計画

アメリカ合州国政府内では、すでにドイツ敗戦以前から占領政策についての検討がはじまっている。そのなかで挙がった「モーゲンソー計画」は、 実際には受け容れられず実行されないままに終わったとはいえ、ドイツにとってきわめて厳しい対応で知られる。政治および軍事指導者のみならず広く懲罰が課されるという点で、その発想の根底には〈すべてのドイツ国民の罪〉が漠然とでも抱かれていたろう。

フランクリン・ルーズベルト大統領のもとでアメリカ合州国財務長官を務めていたヘンリー・モーゲンソーは 1944 年 8 月はじめ、第三次世界大戦を防止するには軍事力だけではなく経済力の点からもドイツの戦争遂行能力を奪うべきであり、そのために工業力を破壊し農業国家にする必要があると主張、さらにはそれによって生ずる余剰労働力を北アフリカへ連行することすら主張した®。この見解をもとに同年 9 月初頭に草されたのがいわゆる「モーゲンソー計画」であり、その概要書にはドイツの南北分割、非武装化、軍事基幹産業の破壊、工業力の弱体化、鉱山の廃鉱、賠償・補償を商品や土地の所有権のみならずドイツ人強制労働者を外国に連行することによっても支払わせる、等が盛り込まれていた®。モーゲンソーが独自に組み立てた斬新な内容というよりは、すでにさまざまなかたちで論じられてきたものをより徹底させてまとめたという趣になる 100。

計画そのものは、ドイツ工業を破壊することによって起こるだろうヨーロッパの混乱のほうを恐れる国務省や英国の反対で実現しなかった。これ

が直接の影響力をどこまでもったかは措いて、ドイツに対する視線のあり 方としては、現実に導入された〈非ナチ化〉、〈再教育〉など戦後初期段階 での占領政策と強く連動しているとまでは言って間違いない <sup>11)</sup>。

ただしここでひとつ確認しておきたいのは、戦争の遂行中に立案された「モーゲンソー計画」そのものでは、ドイツ国民が〈罪〉を認めてその〈責任〉を引き受けること、言い換えるなら、戦後の〈再教育〉において主眼となる、ドイツ人の〈意識〉変革は重視されていない点だ。

概要書のなかにはたしかに「教育および宣伝」の項目が設けられている ものの、それは数行の記述にすぎず、中高等教育機関は連合国側の対応態 勢が整うまでは閉鎖し、報道は検閲を受けるといったごく一般的な枠組み にとどまり、立ち入ったものではない。

さらにモーゲンソー自身の著書『ドイツが我々の問題』では、重工業解体こそが第一の課題であって、そのもとに再教育は位置づけられ、詳細な具体策はここでも提案されていない。本稿との関連で興味深い記述としては、過去において民主主義理念に接しており、また高い文化、教養に達していたドイツ人に対して戦勝国が〈外〉から〈教育〉を導入したところで有効ではない、との難点が挙げられている「<sup>12)</sup>、また多くの学校教師は《フィヒテ、ニーチェ、フォン・トライチュケ》といった《ナチ哲学》の産物であり、《そうでない教師がドイツにいるとするなら、亡命しているか死んでいるかだ》「<sup>13)</sup> と断じている箇所だ。

ともあれ、モーゲンソーの構想及び「モーゲンソー計画」のかぎりでは、 ドイツ国民全般に対して倫理的に〈罪〉とそれへの〈反省〉をどのように 促すかは問題にされておらず、あくまでも軍事力・物理力の次元でドイツ 弱体化が目指されていた。

しかし実行に移されなかったとはいえ「モーゲンソー計画」は、皮肉なあり方で一定の心理的効果を及ぼしていた。というのも、次のようなゲッベルスの発言が伝えられている。《まことに旧約的性格をもつ憎悪と報復が、アメリカ・ユダヤ人モーゲンソーによって企まれたこの計画から語られている。工業国ドイツを文字通り巨大なジャガイモ畑に変えようというのだ。》「4)《ドイツに対する〔アメリカの〕勝利はユダヤの勝利であり、ドイツに死と破滅をもたらすだろう》「5)。このようなかたちで、反ユダヤ主義を煽った断末魔での戦意昂揚のプロパガンダに利用されたのだった。

戦後においてすらナチ側に立った見解でなくとも、モーゲンソーがユダヤ系であることをもってその内的動機が推測されることはままあるが、1940年には日本への石油ならびに古金属の輸出制限が問題になった際に、もっとも厳しい措置を唱えたのが合州国財務省だった<sup>16)</sup>といった点などに鑑みるなら、彼の個人的な怨恨に帰するのは避けるべきだ。

それはともかくとして、「モーゲンソー計画」を言質に取ったこのような議論は、戦後になると、連合国は〈集団の罪〉なる観点のもとで〈すべてのドイツ国民〉を敵視しているという想定を立ててこれに対する反撥を示す、こうした右派の戦略にもつながってゆく「プ。《極右プロパガンダの道具立てのひとつに、ヒトラー政権の犯罪に対してすべてのドイツ人が集団の罪をもつという主張を連合国は喧伝し、これに依拠してドイツ人の処罰と再教育ならびに非武装化(解体)とさらなる経済制裁(賠償)という一連の処置を行った、という主張がある》「8'とヴォルフガング・ベンツは記している。

他方、アメリカの経済政策にあっては、〈冷戦〉の顕在化に伴い 1947 年以降「マーシャル・プラン」が導入され、敵視、厳罰よりも反共の砦として西ドイツを復興させ西側同盟関係に組み入れることに力が注がれてゆく <sup>19)</sup>。冷戦体制という関係のなかでの西ドイツの位置から考えるならばおそらくは、初期の非ナチ化、再教育が失敗であったかどうかにかかわりなく、また、そこにあった〈集団の罪〉テーゼがドイツで広く反感を買ったという原因が存しなかったにしても、それまでアメリカ側で考えられていた厳罰路線は徹底されなかっただろう。

# 2. ジャーナリストの派遣 20)

戦中からすでにアメリカ合州国政府や報道関係者にナチ・ドイツによる 強制収容所の実態についての情報が断片的に入ってくることはあっても、 それに対する正面からの対処はなされなかった。その原因としてアメリカ の政治指導層ならびにジャーナリズムに根強くあった反ユダヤ主義が作用 していると推測されているほか、やはりあまりにも非現実的な報告内容に 信憑性が疑われた点がおおきかったという<sup>21)</sup>。

1945 年 4 月 12 日にブーヘンヴァルト収容所の副次施設である。ゴータ南方にあるオーアドゥルフ(Ohrdruf)収容所を視察したアイゼンハワー

— 146 <del>—</del>

連合国軍最高司令官<sup>22)</sup> はその凄惨さに驚愕し、ドイツに対してこれまでより厳しい態度に転じている<sup>23)</sup>。そしてかくも信じがたい様相をアメリカ国民に知らしめることを目的として、戦争省(War Department〔旧陸軍省〕)は18名におよぶジャーナリストの派遣団を召集し、4月25日にブーヘンヴァルト収容所の、さらに5月3日にはアメリカ軍によって4日前に解放されたばかりのダッハウ収容所の視察が行われた<sup>24)</sup>。

解放直後の強制収容所の様子を自分たちの目で直に見た記者たちの衝撃 は甚大だったようで、それぞれが属しているアメリカ各紙誌にその報告が 掲載されたのは当然ながら、一回かぎりの記事で事柄の重大さを伝えるに 足りるとはとうてい思われず、爾後、強制収容所でいったい何が起こって いたのかを合州国内で知らせることに力が傾注される。またその論調は概 して、一部のナチ高官や親衛隊などに罪を帰することでは不充分だという ものだった。

たとえば、同氏名の著名なジャーナリストの息子であるジョゼフ・ピューリッツァー(Joseph Pulitzer)は 1945 年秋に 125 ページの小冊子を出して〈罪の問題〉を論じ、《ドイツ参謀幕僚の構成員はすべての戦争犯罪にきわめて重い罪があり、彼らは即座に裁判にかけられ、有罪と見なされるなら判決のうえ射殺されるべきだ》<sup>25)</sup> と結論づけている。

ウィリアム・ニコルス(William I.Nichols)という「今週誌(This Week Magazine)」の編集者は、《ナチ・イデオロギーがとりわけ浸透している 14 歳から 30 歳の世代に対する》裁判が 100 万件の規模でなされるべきと 主張していた  $^{26}$ 。

「スター・テレグラム(Star-Telegramm)」会長のアモン・カーター(Amon G.Carter)は、《何が進行していたのかをドイツ人が知っていたと私は確信している。彼らはその一味なのだ》、《どんな処罰であっても〔…〕国家滅亡という極端な場合でも、厳しすぎることはないだろう》と記している<sup>27)</sup>。

「リーダース・ダイジェスト」誌の編集者スタンリー・ハイ(Stanley High)はラジオ放送で《ナチ犯罪に対してなぜドイツ人は集団的に責任があるか》を説明して、《強制収容所に最低5年間いたドイツ人だったなら誰でも、罪がないと喜んで見なす》と述べた<sup>28)</sup>。

ここではたんなる憶測を述べられるにすぎないが、現地を視察した ジャーナリストたちのこのような強硬な意見は、アメリカの公論に、ひい

<del>--- 147 ---</del>

ては、非ナチ化、再教育の政策にも影響していただろう。また、ドイツの現状に当然ながら注意を払っていた、アメリカ合州国に滞在していた亡命者たちからの厳しい発言が目立った<sup>29)</sup>のも、そのなかでしばしばブーへンヴァルト、ダッハウといった地名が挙げられている点などから、こうした報道に接したことに触発されているのではと推される。たとえばトーマス・マンにしても、1945年4月27日付の日記では「タイム」誌から強制収容所についての情報を得ていた様子が窺える<sup>30)</sup>。ただしこうした亡命者たちの厳しい意見は、ドイツ国内ではほとんど受け容れられなかった。ドイツ国内からその後も亡命者たちに冷ややかな視線が送られたのは周知のとおりだ。

#### 3. プラカード

ブーヘンヴァルトなどドイツ国内にあった強制収容所では、解放直後に 近隣住民が視察を<sup>31)</sup>、さらには大量の遺骸の埋葬・改葬なども強制的に させられている<sup>32)</sup>。〈何も知らなかった〉と強弁する〈普通のドイツ国民〉 に残虐行為のいくばくかがこうして見せつけられた。

強制収容所から離れた地域の〈普通のドイツ国民〉に向けられても〈罪〉 は突きつけられた。そのひとつに、アメリカ占領地区で立てられたプラカー ドがある。

あるプラカードでは、強制収容所で撮影された痩せさらばえた死体が積み重なる写真など7枚が載せられ、大きな活字でこう記されている。《この破廉恥行為:お前たちの罪だ! (Diese Schandetaten: Eure Schuld!)》その下の写真説明文の最後にもこう書かれている。《これはお前たちの重大な罪だ。この怖ろしい犯罪にお前たちは共同責任がある! (Das ist Eure große Schuld. Ihr seid mitverantwortlich für diese grausamen Verbrechen!)》<sup>33)</sup>

また別なプラカードでは、同様の写真 4 点とともに《誰の罪だ?(Wessen Schuld?)》と大書され、説明文末尾にはこう書かれている。《否認し去ることなどできない。/国民社会主義者とその取り巻きが背負い込んだ犯罪に贖いはない。/とてつもない罪の感情はドイツにおけるあらゆる良心をきわめて深く震撼させるにちがいない。》34)

見るからにおどろおどろしい, ドイツ人に〈罪意識〉を覚醒させることが意図されただろうこの装置についての当時の証言から認められるかぎり

<del>--- 148 ---</del>

では、しかし人びとの示す反応は拒絶的であり、設置側の意図にまったく かなっていなかった。

その題名も「集団の罪」という 1946 年発表のある文章冒頭では次のように描かれている。

最初のドイツ兵たちが連合国の捕虜収容所から釈放され故郷に戻ってきたとき、壁に、掲示板に、広告塔に、すでに途上でくり返し目に入ってきたのと同じプラカードを見つけた。その前で立ち止まっている者はほとんどなく、たとえいたにしても、ロトの妻のように何か禁じられたものを探していたかのごとく、すばやく横目で見ていた。兵隊たちもまた、強制収容所からの驚愕の写真を嫌悪感いっぱいに見つめたならば、すぐさま同じようにふるまうのだった。人類にとって恐怖と恥辱のさらに別な影像が記憶にこびりついていた彼らには、自分たちが後にしてきた時代の非人間性を自覚し、そして自覚しつづけるために、良心をこのように無慈悲にも揺さぶられる必要はなかった。そして、まだそれまで故郷から離れた別な世界で生きてきた彼らは、この悲惨な光景を前に、これらのプラカードで自分たちに向けられていたことを、この非難が、家郷にいた自分の隣人たちにも向けられていたことを理解した。《これはお前たちの罪だ》と。35)

ここでは、〈事実関係〉を争う、つまり張り出された写真が指し示す〈事実〉を疑ってかかるような態度は皆目うかがえない。表明されている厭悪感は、つい最近なされた残虐行為をこれでもかと見せつけるそのやり方へのものだった。また、そこで揺れ動いている感情が向けられるのは、同胞たる〈ドイツ国民〉にであって、戦勝国の告発者が意識されてはいても、被写体としてまさにその像が提示されているはずの〈犠牲者〉は、視野に入ってこない。

同時期にカール・ヤスパースも,『罪の問題』(1946年) のなかでこのプラカードに触れていた。ちなみに彼の議論のなかでも,基本的に〈犠牲者〉は考慮外になっている<sup>36)</sup>。

1945年夏,町にも村にもベルゼンからの写真と報告および決定的な文「これはお前たちの罪だ!」の載ったプラカードが掛かったとき,不安が良心を占領し,事実何も知らなかった多くの人を驚愕が襲い,何かが頭をもたげた。誰が私を非難するのか? 著名も所轄も記されず,プラカードは青天の霹靂のごとく現れた。罪を咎められた者は,それが正当であるか否かにかかわらず,自己弁護を試みるのは人間として普遍的なことだ。[…]《これはお前たちの罪だ》という言は,今日では戦争の罪よりはるかに多くのことを意味している。くだんのプラカードはすでに忘れられている。けれどもそこで私たちが経験したことは残っている。第一に,私たちを国民全体として有罪とする世界の考えという現実。第二に,私たち自身が打撃を受けたということだ。37)

この後でヤスパースは,罪(Schuld)の4分類,そしてそれに対応する 責任(Verantwortung, Haft),およびその帰結について論じ、〈集団の罪〉テー ゼを基本的に退けていた。

ヤスパースの教え子であるハンナ・アーレントは、1949 年 8 月から翌年 3 月まで亡命後はじめてドイツを訪れ、その訪問記を 1950 年 10 月の「コメンタリー」誌に発表している。このなかで彼女も、上記ヤスパースの言及には触れぬままプラカードについて報告していた。

この国の終戦時にあったきわめて複雑な道徳状況に鑑みるなら、アメリカによる非ナチ化政策の重大きわまりない誤りがすでにまったくのはじまりから生じていたことは驚くにあたらない。そこでは、ドイツ国民の良心を、その名のもとに組織的な共犯関係という条件下でおかされた犯罪を突きつけて揺り起こそうと試みられたのだ。占領の最初の数日、いたるところでブラカードが見られた。そこには、ブーヘンヴァルトの恐怖が写真に記録され、これを見る者をさす指が示されていた。添えられた文章はこうだ。《お前に罪がある。(Du bist schuldig.)》国民の大多数にとっては、これらの写真によって、自分たちの名前のもとで起こされた行為についてはじめて本当のことを知ることになったのだが。まったく知らなかったとしたら、どうやって罪を感じることができただろう?明らかに間違った人物に向けられ

た,差しのばされた人差し指が彼らの見たすべてだった。この誤りから彼らは、プラカードはことごとく虚偽プロパガンダであるとの結論を引き出した。<sup>38)</sup>

すでに4年を経過した時点での伝聞情報にもとづくため、不正確さ<sup>39)</sup>、あるいは誇張<sup>40)</sup>も感じられる。とはいえ、プラカードの受け取られ方としては一般的なものだっただろう。

もう一例, アイルランド生まれでアメリカ政府により占領下ドイツに派 遺された著述家・翻訳家, ジェイムズ・スターンの観察報告を引く。

じっと黙ったまま彼らはしばらく佇んでいた。それから頭を振ってゆっくりと離れてゆくのだった。[…] 人混みのなかから誰かがひと言でも発するのを私は聞いたことがない。ときどき女性が手やハンカチを口の前にあてて、うめき声か恐怖の叫びを圧し殺しているかのようだった。あるいは中年男性が催眠術にでもかかったかのように口を開けたまま何分も見入っていた。しばらくすると彼らはゆっくりと、黙ってひとりまたひとりと立ち去っていった。<sup>41)</sup>

町中でこうしたプラカードに接しえたのは、敗戦直後の状況のなかでは 当然ながら、女性、老人、子どもが中心であって、実際に加害に直接手を 染めた者たちはごく稀であったにはちがいない。〈銃後〉の者たちにすれ ば寝耳に水の思いが先行しただろうとは想像がつく。また殺戮の現場から 帰還した者だったなら、より凄惨だった現実体験を写真が凌駕することは なかったろう。ともあれ、以上のように確認できる証言では、もっぱらプ ラカードによる負の効果が強調されている。

とはいうものの、貼られた写真は占領側による偽造であり大量虐殺など 虚偽宣伝であるといった反撥は、アーレントが記すように巷間で囁かれる ことはあったにせよ、少なくとも公然と発せられた形跡は窺えない。その かぎりで言うならば、写真映像が現実を写し取ったものとして高度の信憑 性を有していた時代にあって、写真を用いたこうした指弾は、ドイツ人の 手による強制収容所で何がなされていたか有無を言わさぬかたちで〈普通 のドイツ国民〉たちに見せしめる効果を持ったのはたしかだ。

## 4. 小冊子『KZ』

前節プラカードの例でも見られたように、解放直後の強制収容所の光景、かろうじて生存しえた収容者の生気を失った表情、さらに殺戮された犠牲者たちの遺骸、これらを〈ありのまま〉伝えるには、当時にあって写真はもっとも適した手段だった<sup>42)</sup>。

そしてそれらは西側の新聞や雑誌に掲載され、ヨーロッパに足を踏み入れたことのないアメリカ人のあいだにすら広く行き渡る。

このように恐怖の写真を用いて、ナチ政権下でいかに陰惨な事態が進行していたかの情報をドイツの外にも拡散する、そして、上記プラカードの場合のように、加害側に言い逃れの道を絶ちドイツ人たちにその〈罪〉を問い詰める、この双方の機能を担うものとして、小冊子『KZ―5 か所の強制収容所の写真記録』<sup>43)</sup> を位置づけることができる。

これは、A4 版変型、32 ページの体裁で、《連合国軍総司令官の委託によるアメリカ戦争情報局編集》によって刊行されている。ここに載せられた、解放直後のブーヘンヴァルト、ベルゼン、ガルデレーゲン、ノルトハウゼンそしてオーアドゥルフという 5 収容所で撮影され、粗悪な紙に印刷された、ときに 1 ページ全面さらには見開き 2 面を使った 44 枚の写真は、70 年以上を経過したいまでもこれを手に取った者に充分な衝撃を与える。

前書きと、5つの各収容所それぞれについて簡単な説明があるほかは写真へのキャプションのみと文字情報は少ない。文章はドイツ語で書かれている <sup>44)</sup>。5月末にはまず 5万部が完成し、6月第1週にハイデルベルク、カイザースラウテルン、フランクフルトでなされた試行販売では1時間のうちに2千部が売れたという <sup>45)</sup>。総発行部数は不明だが、いくつかの数字からは少なくとも数 10万にのほったと推定できる <sup>46)</sup>。強制収容所の解放から1月半ほどしか経っていない作成・刊行の月日からして措置の迅速さが目につくが、恐怖の実態がようやく判りはじめた矢先の、急拵えで暫定的なものであったのは言を俟たない <sup>47)</sup>。アメリカ戦争情報局にとっては、それだけの緊急性が感じられたということだ。

冊子には骨と皮ばかりの死体の山や、瀕死状態で解放された囚人をとらえた写真ばかりではなく、遺体の埋葬を強いられている収容所看守や近隣住民の姿も載せられている。これはこの小冊子の狙いを端的に示している <sup>48)</sup>。本稿では、主となるべき写真の詳細を描写し視覚的なものを言語に置き換

えるという作業は控え、思惑がより直截に表されている文章のなかからこ の文脈に関連するものを挙げるにとどめる。

まず前書き冒頭の言葉はこうだ。《この写真記録は、すべてのドイツ人に関わる。(Dieser Bildbericht geht jeden Deutschen an.)》目を見開きこれらの写真を凝視するべき受け手として、まさに〈普通のドイツ国民〉ひとりひとりが第一に想定されていることがこのように言明されている。そしてこう述べられる。

これら〔強制収容所〕の近隣に住む何千ものドイツ人は、どのような 犯罪が彼らの名のもとでなされたかを自らの目で見るために、収容所 内をめぐらされた。けれどもほとんどのドイツ人にとっては、強制収 容所の視察など不可能だ。この写真報告はそうした人びとのためのも のだ。

この記述からも、収容所強制視察、プラカード、そしてこの小冊子が、 一連の同じ発想から出ていると理解できる。これは、いわば〈すべてのド イツ国民〉に収容所視察を可能にするための媒体だった。

また1ページ弱の前書き末尾にはこう書かれている。

殺人者たち――SS やゲスターポの収容所看守――は、自らの罪に対して罰を受けなくてはならない。他方すべてのドイツ人は完全な真理を知らなくてはならない。自分たちの中心で、自分たちの名のもとで、自分たちの黙認をあおいでなされた犯罪の重大さを、彼らは自覚しなくてはならない。そうするなら彼らは理解するだろう、世界がドイツ国民を共犯から免訴できないということを。

直接手を下していなくともなんらかの〈罪〉を免れない、という〈集団の罪〉テーゼがこうして言明されている。ただ、実行者なり黙認した者なり人それぞれで、関与の度合に違いがある点も等閑視されているわけではないと確認できる。

さらに巻末に載ったオーアドゥルフ収容所についての説明書きは、次のような文章で終えている。

— 153 —

死体の山のすぐ前で〔アメリカ軍司令官の〕シアーズ大佐は、ドイツ人訪問者のグループごとに短いスピーチを行った。彼は訪問者に、証人として裁判に召喚されるだろうから実情を丹念に見るよう要請した。そして最後にこう締めた。/「こうしておわかりでしょう、なぜ私たちがあなた方の友人となりえないかを」

この小冊子にあっても、厳密でないかたちで〈すべてのドイツ国民〉に何らかの〈罪〉を問う、という意図が明確である<sup>49)</sup>。そもそもが、〈集団の罪〉という考え方そのものを、このように曖昧なものと捉えてかかるべきであろう。

# 5. 映画「死の製粉所」

もうひとつ、〈集団の罪〉テーゼとの内在的結びつきを思わせるアメリカの初期占領政策のなかから、強制収容所の影像を編集した映画「死の製粉所(Todesmühlen/Death Mills)」に触れておく。

現実を忠実に写し取っていると理解されていた写真を用いたプラカード や新聞雑誌、小冊子、そして映画というように、占領初期に実写映像を駆 使した反ナチ宣伝が盛んに行われたのは、第二次大戦後の新しい傾向にな る。

連合軍のノルマンディー上陸以降ドイツの敗色が濃厚になるにともない、連合国側の関心はドイツ敗戦後の展開にも向けられる。1944年10月からすでに米国の戦争情報局(Office of War Information: OWI)ドイツ委員会内では、ドイツ国民〈再教育〉のために《ドイツの残虐行為》を素材として用いる方針が検討されており、その際に、《倫理的かつ戦略的課題において啓蒙と再教育を結びつける》<sup>50)</sup> 媒体として映画が最適と了解されていた。後に「死の製粉所」のかたちで完成する映画の計画も1945年2月にはすでに成立しており<sup>51)</sup>、同年中には映画が完成し、1946年1月から上映された。

英米の連合軍最高司令部心理戦部局(Supreme Headquarters Allied Expeditionary Force's Psychological Warfare Division: SHAEF PWD)の挙げる映画作成の理由はふたつ<sup>52)</sup>ある。ひとつは、ナチによる犯罪を示してドイツ国民の内に反ナチ意識を呼び起こし、ひいては占領軍に対する抵抗

活動を防止することだ。実際には占領軍に向けられた武装闘争が繰り広げられる兆候など露ほどもなく,これは杞憂だった。そしてもう一点は次になる。

このような犯罪の実行に当時暗黙裡に賛同したことをドイツ国民に思い起こさせ、これに対する責任から彼らが逃れられないと意識させることによって、連合国の占領措置をドイツ人が受け容れるよう仕向ける。<sup>53)</sup>

この、ドイツ国民に強制収容所を知らしめる目的で作成された映画の監督には、情報局の一員として謀略放送に係わっていた <sup>54</sup> 演劇人、ハヌシュ・ブルガーが選ばれる。ブルガーはチェコスロヴァキアからの亡命者で、「早すぎた反ファシスト」 <sup>55)</sup> たる共産党員だった。彼自身、亡命以前にすでに 1934 年時点での強制収容所の実態を、友人である俳優ヴォルフガング・ラングホフ <sup>56)</sup> をはじめとする体験者から直接聞いていた。とはいえ組織的な大量虐殺が開始される以前のことではあり、〈アウシュヴィツ〉に象徴される事態に知悉していたわけではない。映画の委託を受けた時点では、ブルガー自身の親戚の多くがすでに殺されていた事実すら知らなかったという <sup>57)</sup>。

ただし彼自身ドイツ語話者である 58) ことから任せられた捕虜の尋問や兵士らが記した手紙を閲覧するなかで、《手紙を執筆しているドイツ人の収容所の知識が共通している》のに気づいていた。それはこうだ。《「ぼくたちが東方でやったことが後に発覚するなら、報復は怖ろしいものとなるだろう。」罪を負わされるのを待ち受けるこの感情が、わずか後の東方からの、しばしば無秩序で恐慌状態の逃走の動機のひとつであったに違いない。むろん逃走者のなかで罪を負っているのは少数だ。しかし恐慌がすべてを引きさらった。》59)

ブルガーによるなら、広島への原爆投下直後、戦争の終結が明確に見えてくると戦争情報局上層でも強制収容所の重大さがようやく認識され、すでに脚本が成立していたにもかかわらず《取るに足らない軍曹》に任せるのではなく、むしろ彼にそれを放棄させるべく〈実績あるハリウッド映画人〉が計画に呼ばれる 600。

<del>---</del> 155 <del>---</del>

最終的には「総監督」のかたちで名前が出されているビリー・ワイルダーがこの映画の最終版にどれだけ関与しているかについてはいまだ議論の余地がある  $^{61)}$  が,粗編集の段階で  $^{60}$ 000 フィートだったものをワイルダーは最長でも  $^{1200}$ 0 フィートと主張  $^{62)}$ ,彼の命令によって  $^{20}$ 0 分強という尺が決定された。

映画そのものは、主として各地の収容所解放直後に連合軍が撮影した映像を素材として編集したもので、10年後のアラン・レネ監督による「夜と霧」を先取りしたかたちになる。《身の毛もよだつ死体の山》を映すことではどうしてこのような事態を招いたかに対する意識を喚起することができず将来の観衆に《自分には関係ない》と居直られてしまうのではないか、そう危惧したブルガーは、ヒトラー政権成立にまで遡った前史をも映画で提示するつもりだった。しかし映画は娯楽であるべきであるという、映画を用いた〈再教育〉に懐疑的だった<sup>63)</sup>ワイルダーの介入によって、それはお蔵入りとなった。ただブルガーが当初抱いたもくろみの痕跡は、後で触れる最終場面に残されている。

またブルガーは、「明日の我々の同盟者の感情を害することはできない」という言を《ハリウッドから来た娯楽の巨匠が述べた言葉どおりの引用》として紹介 <sup>61</sup> しており、ヒッチコックが係わった英国での試み <sup>65</sup> も同様であった点を考え併せるなら、まさに経済上の「モーゲンソー計画」から「マーシャル計画」への転換と同じ途上にこれらの映画企画も運命づけられていたと言える。

映画「死の製粉所」は1946年前半にアメリカ占領地区で公開されたものの、同年秋には引き上げられてしまった。公開後の調査結果によると85%以上の観客が個人的責任を感じることはなかったという。その際の論拠としては、自分はナチ党に投票しなかった、いっさいこんなことを知らなかった、さらには、ナチのテロルに対して為す術はなかった、など、が挙げられている<sup>66)</sup>。これらは概して、〈罪〉の否定に用いられるときの常套句になっている。

「死の製粉所」の末尾近くでは、ヴァイマル市民が長蛇の列をなして次々とブーヘンヴァルト収容所を強制見学させられている映像になる。途中の 田舎道をピクニック気分で歩く人びとも、 現場で見せられる無残な光景に 目を背け、誰もが暗澹たる表情に陥っている。そしてそれから、この映像と交互にフェードオーバーしつつ、リーフェンシュタール「意志の勝利」から〈普通のドイツ国民〉が熱狂的にヒトラーに歓呼の声をあげている映像が映されていた。

この箇所は、ヒトラー政権の前史をも提示したいというブルガーの当初の思惑の片鱗がかろうじて残った箇所かと思われる。そこでは屈強な男性兵士たちよりも熱狂する女性たちを主とすることで、ナチ政権を支えたのが〈普通のドイツ国民〉であると示唆されているよう解釈できる。そしてこの箇所では次のようなナレーションがオフで語られていた <sup>67)</sup>。

彼ら「強制収容所の犠牲者」は、自身の隣人たちに密告されたがゆえ。彼らは死なねばならない、ドイツ国民が無抵抗に犯罪者たち、狂人たちの手に陥ったがゆえ、ドイツ国民が、その名のもとに法と正義が踏みにじられるのを許したがゆえ、ドイツ国民が残忍な権力者のもとで神への畏敬、人類同胞への畏敬を断ち切ったがゆえ。そう、それがあのときだった。突撃隊が凱旋行進でブランデンブルク門をくぐったとき、私もともに行進していた。そう、覚えている。ニュルンベルクの党大会のとき私は「ハイル」と叫んでいた。そしてやがて、ある別な日、ゲスターポが私の隣人を連れていったとき、私は背を向けて自りした。「これが自分に何の関係がある?」あなたたちはまだ覚えているか? 1933 年、1936 年、1939 年を。私はそこにいた。それに抗して私は何をしたか? 悪に歓呼の声を挙げた何百万のドイツ人。憎悪と復讐の歌に酔いしれた何百万のドイツ人。自らの手を貸して、罪なき人びと、無防備な民衆を襲い殺戮した何百万ものドイツ人。

ここで責められているのは、ナチの犯罪に直接係わった者、目に見える協力をした者だけではない。ドイツ国内にとどまりつつ、ナチ体制に抗する積極的な行動を採らなかった圧倒的多数、内心では拒絶しながらも現実には不作為のうちに過ごした者、いわば〈すべてのドイツ国民〉が告発されている。

— 157 —

映画「死の製粉所」に触れた当時の文章のひとつに、アメリカ軍政局によって発行され、エーリヒ・ケストナーが学芸欄の編集長を務めていた「ノイエ・ツァイトゥング」(1946年2月4日付)に彼自身が寄せた文章がある。ブルガーによればこの記事執筆にあたってケストナーが見たのは、切り縮められる前の版だったという 68)が、試写の後の一般公開にもケストナーが出向いた可能性はある。「人間の価値と無価値」と題された文章はしかし、映画そのものに踏み込んだものではない。そこでは記事を書きよどんでいる自らの姿を前面に据え、彼自身この映画に震撼されている様子がうかがえる。ケストナーですらこの調子である以上、体制に同調した身に覚えのある者だったならばこの程度の衝撃では済まなかったろうと思わせるに充分だ。

この想像を絶する地獄の狂気についてまとまりのある記事を、私は書きあげられないでいる。記憶が影像に近づくや、思考が逃げてしまうのだ。収容所で起きたことに身の毛もよだつあまり、これについて黙っていることは許されないし、語ることもできない。<sup>69)</sup>

この文章のなかでとりわけ興味深いのは、彼の描写する他の観客たちの 反応だ。

ほとんどは黙っている。黙ったまま家に向かう。またある者は蒼白になって出てきて空を見上げ、言う。「ほら、雪だ。」またある者はこうつぶやく。、「プロパガンダだ! アメリカのプロパガンダだ!いままでだってプロパガンダ, またしてもプロパガンダだ!」これはどういうことだろう? 虚偽のプロパガンダだと言い表そうとしているわけではまずないだろう。彼らが目にしたのは、ともあれ撮影されたものだ。アメリカ軍が死体を積んだ何隻もの護送船団を海を越えて送ってきて、その死体をドイツの強制収容所で撮影した、などとは彼らだって考えないだろう。では彼らは、真理に基づいた事実のプロパガンダだと言っているのか? もしそうだとして、彼らが「プロパガンダ」というときの声は、なんであんなに非難に満ちたものなのか? 彼らはこの映画を見せられるよりも、ニュルンベルクでの何人かの男たち

— 158 —

と同様、顔を背けたいというのか?

そしてこう言う者たちもいる。「これをもっと何か月か前に見せてもらいたかった。」それは正しい。けれども、しないよりは遅れてでも真理を見せ、見るほうがはるかにましではないか?<sup>70)</sup>

ここで描かれた、《非難に満ちた》声で発せられる《真理に基づいた事 実のプロパガンダ》への怨嗟の感情は、逃げ道なくやり込められた者の最 後の悲痛な叫びなのだろう。

ケストナーの文章末尾はこうだ。

さて、私たちドイツ人は、どれだけの人間がこれらの収容所で殺されたのかをきっと忘れないでいよう。そしてそれ以外の世界では、どれだけのドイツ人がここで殺されたのかを思い出してほしい。<sup>71)</sup>

親しかった友人たちがナチの犠牲となるばかりか、自身もその運命と紙 一重だったケストナーだからこそ、かろうじて〈すべてのドイツ国民〉を ナチの共犯者と見立てる観点に異を唱ええている。だがそれは弱々しいも のにとどまっている。

### 6. おわりに

さらにもうひとつ、〈ドイツ国民〉に〈罪〉を問うアメリカの初期政策に対する反撥の例を示す。ヴァイマル時代からの社会主義者でナチ時代は抵抗運動に邁進したヴィリ・ブラントは回想記のなか、亡命先から帰還した終戦直後の様子を次のように記している。

私は〔親の〕家で〔…〕最初の深刻な会話をした。ナチ政権の逸脱行為について、誰が何を知っていたのか、と。母も母の夫も、疑いのない不動のナチ敵対者であったにもかかわらず、私に対してすらはじめは、大量虐殺について何も知らなかったと申し述べる、驚くべき経験をした。けれども一時間もしないうちに、二人の裡で何が起こっているのかが理解できた。二人は、あらゆるドイツ人は殺人者である、と告発されているとの印象を受けていたのだ。これは耐えられないこと

<del>---</del> 159 <del>---</del>

だった。そのような告発を引き受ける気は彼らになかった。ここで私には、集団の罪という主張がいかに破滅的であるかがはっきりした。非難の規模に驚愕しつつ多くの者は、言い逃れに邁進し、犯罪の大きさを自分自身に対してすら過小に見ようと試みた。母が、他の反ナチの人びとと同様に、自ら犯したわけではない悪行に共犯ではないと認められることを望んだのは、私には納得できた。/しかし心理的な障壁が乗り越えられると、たとえば外国人囚人が大量移送される際に何を自らの目で見なくてはならなかったか、その恐怖について一家は報告した。さらに、知人仲間の家族の何人かの兵士が休暇中に東方戦線について語ったことを。多くの人びとが、自ら認めようとするよりはるかに多くを知っているのはたしかだった。72)

連邦首相まで務めた政治家の回想記(初出は 1982 年)である以上、〈普通のドイツ国民〉を悪し様に非難する姿勢は取られておらず、むしろ同情的な記述となっている。ともあれ、〈集団の罪〉テーゼのもとでは極悪人から不作為に甘んじた者までひとしなみに扱われてしまいかねないという想定が人びとの〈否認〉を招いている、そうブラントが認識しているように読める。

さらに、この後で〈非ナチ化〉の効果が乏しかったことについてはこう 述べている。

非ナチ化のはじめのうちの経験を私は集めてみた。それは官僚的魔女狩りのごとくはじまり、まもなく重くのしかかる茶番に発展した。あちらこちらでしがない郵便局員に対する訴訟が遂行されえていた一方で、第三帝国の濃密な支援者、受益者たちが大手を振って歩いていた。非ナチ化は長くかかりすぎ、あまりに多くの人びとを含みすぎ、それもたびたび的外れの人びとだった。<sup>73)</sup>

これに即してあえてブラントの考えを推定してみるなら、その行為にしたがってそれぞれがそれに見合ったかたちで〈罪〉を担うことこそが適切であるという、当然と言えば当然の要求だろう。

<del>---</del> 160 <del>----</del>

こうしてこれまで挙げた諸例を見てくると、アメリカが主導したいわば 衝撃を与えることにより〈改心〉を迫ろうという試みは、期待したような ものではなかった結果が認められる。〈改心〉のための機会を与えられた〈普通のドイツ国民〉の反応は、むしろ反撥に終始した。《ほとんど口を揃え彼らは、犯罪のいくばくかを知っていた、ないしは少しくらいは気づいていた、ということを否定した。哀悼の意、それどころか道徳的共犯すら 表明することなく、彼らは不安に駆られた〔罪の〕拒絶に固執するか、[…]言葉を失った状態に陥るかだった。》<sup>74)</sup> 恐怖像を直視させるという処置は、本稿はじめに示したコーゴンの判断のように、当事者を黙らせてそれ以上の拡がりをもたない負の方向に作用した、そう結論づけたくなる。そして 実際にこのような反撥が〈再教育〉の内実を再考してゆくための契機とも なった。

ただその際に、西側占領地域、西ドイツにあって、〈集団の罪〉テーゼが公然とではないにしても撤回され、ひいては狭義での〈罪〉を負った政治指導層への恩赦などの〈過去政策〉が実施されてゆくにあたっては、冷戦体制下で西ドイツを西側に統合する必要上敵対視政策が変更されたのが主要因であった。そうでなくとも打ち拉がれた敗戦国民にさらに〈身に覚えのない罪〉を問い詰めることで逆に〈被害者〉意識を増長させていた、という技術的な拙劣さはたしかにあったかもしれない。そしてその是正が考慮されたにせよ、〈すべてのドイツ国民〉になんらかのかたちで〈罪〉を問うという想定そのものが根底的に誤りであったと否定されたわけではなかった。

また,1950年代西ドイツを覆った〈過去の罪〉をめぐる沈黙,否認,拒絶を引き起こしたのが,占領軍の政策であるのかどうか,つまり,驚愕の映像を見せつけるというそのやり方が沈黙を呼んだのかどうか,簡単に因果関係を断じることも難しく,沈黙や否認の質をより詳細に検討する余地はある。

もしももそのときの衝撃が、その方法ではなく内容そのものによるとするならば、沈黙や否認といった反応は遅かれ早かれどのみち招かれざるをえなかったのではないかという見方も成り立つ。さらにまた、その沈黙や否認そのものが、ある種の〈集団の罪〉が了解されていることを密かに告げていると解することすら可能だ。

<del>- 161 - </del>

そして、〈普通のドイツ国民〉たちが敗戦直後にこのようなかたちで決定的に事実を突きつけられ衝撃を受けていなかったという仮定をしてみるならば、その場合、ナチによる犯罪の諸事実がいくら学問的には確定されたとしても、しかしそれは公論のなかでは埋もれたままで、〈否定論者〉の粗野で声高な事実歪曲がまかり通るような事態にいたったのかもしれない。

〈集団の罪〉で俎上にあげられるのは、司法手続きの対象となりうる者たちというより、〈罪〉を法的に問う回路がない、その他大勢の者たち、〈普通のドイツ国民〉だった。たしかにブラントらが主張するように 750、本来ならば〈罪〉はより精細に分節されてしかるべきものだ。ただ、全体主義体制のなかで、積極的な協力だけではなく、否が応でも巻き込まれ加担をしてしまう、さらには黙過するという不作為、こうした姿勢を問うにあたって、〈集団の罪〉という設定には有効性があったのではないか。言い換えるなら、他者の〈道徳的次元〉はいかに扱いうるのか、という難問に、〈集団の罪〉テーゼは最良ではなかったにせよ、一定迫りうるものだったと評価できる。

ともあれ仮定ではなく現実にあっては、〈集団の罪〉としてドイツ人に迫られた内省の契機は、いったんは沈黙、拒絶に迎えられたにしても、それにて沙汰止みとはならず、その後に別なかたちで展開されることになる。なんらかの〈罪〉、《道徳的な集団の罪のようななにものか》 <sup>76)</sup> がドイツ人という〈集団〉に帰属するというこのとき立てられた問いに対する応答として、1950年代末以降は〈過去の克服〉の議論が起こり、それは西ドイツの〈国民アイデンティティ〉を形成する要因として〈陰画的ナショナリズム〉に資することになった、さらに1980年代半ば、より明確には2000年代に入ってからは〈記憶文化〉が招来され、〈後から生まれた者たち〉のあいだで〈負の過去を想起する私たち〉という〈想起共同体〉が思い描かれるにいたっている、これが本稿筆者の作業仮設であり、今後の課題となる。

[本稿は 2014-17 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)・研究課題「現代ドイツ文化における戦後意識の継承と変容」の成果の一部である。]

- 1) Kogon, Eugen: Gericht und Gewissen. In: Frankfurter Hefte, 1.Jg. Heft 1, April 1946. S.28.
- 2) 1942 年 2 月 23 日付の防衛人民委員スターリンによる日課命令より。引用は 以下による。Felbick, Dieter: Schlagwörter der Nachkriegszeit 1945-1949. Berlin/ New York. 2003. S.360.
- 3) ソ連占領地域, 1949 年以降の東ドイツにおける議論は, 公論のあり方が西側占領地域・西ドイツと基本的に異なるため本稿では扱わない。
- 4) 引用は以下による。Eitz, Thorsten / Stötzel, Georg: Wörterbuch der "Vergangenheitsbewältigung". Hildesheim/Zürich/New York, 2007, S.374.
- 5) Kästner, Erich: Die Schuld und die Schulden. In: Ders., Splitter und Balken. Publistik. München/Wien, 1998, S.501. 初出は1945年12月3日付Die Neue Zeitung 紙。
- 6) Koebner, Thomas: Die Schuldfrage. Vergangenheitsverweigerung und Lebenslügen in der Diskussion 1945-1949. In: Koebner, Thomas/Sautermeister, Gert/ Schneider, Sigrid (Hg.), Deutschland nach Hitler. Zukunftspläne im Exil und aus der Besatzungszeit 1939-1949. Opladen, 1987, S.302.
- 7) Law Reports of Trials of War Criminals, Selected and prepared by The United Nations War Crimes Commission. Volume X, The I.G.Farben and Krupp Trials. London, published for The United Nations War Crimes Commission by His Majesty's Stationary Office, 1949, p.39.
- Gelber, H.G.: Der Morgenthau-Plan. In Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 13. Jg., 1965. S.580.
- 9) Cf., Program to Prevent Germany from starting a World War III. In: Morgehthau Jr., Henry: Germany Is Our Problem. New York/London, 1945. 概要書は、本著作の冒頭に《以下のページには、1944年9月ケベックでの歴史的会議にルーズヴェルト大統領が彼とともに作成した「モーゲンソー計画」の概要を写真複写によって掲載する》との断りとともに、《極秘(TOP SECRET)》の文字入りで青インク印字によって 4 ページにわたって掲載されている。
- 10) Gelber, a.a.O., S.586.
- 11) 《[強制収容所の実態を知ったアメリカが採用した民主化計画の] 根底に は、ドイツ国民は全体として国民社会主義の犯罪に絡み取られ罪を犯し

- た, という理解がある。ドイツ人は集団として有罪を宣されている。》 Kutschker, Constanze/ Landau, Debora: Ein Gründungsdilemma der deutschen Erinnerungskultur: Das Massaker von Gardelegen am 13. April 1945 und seine Folgen. In: Forum Ritualdynamik, Nr.10, 2005. S.2.
- 12) Morgenthau, a.a.O., p.147f.
- 13) Ebd., p.152f.
- 14) Greiner, Bernd: Mit Sigmund Freud im Apfelhein oder Was Deutsche in 45 Jahren über Henry Morgenthau gelernt haben. In: Mittelweg 36, Heft 3, 1992. S.44.
- 15) Ebd.
- 16) Gelber, a.a.O., S.579.
- 17) これについては稿を改める。
- 18) Benz, Wolfgang (Hg.): Legenden, Lügen, Vorurteile. Ein Wörterbuch zur Zeitgeschichte. München, 1992. S.117.
- 19) この過程については、次の研究を参照した。河﨑信樹『アメリカのドイツ 政策の史的展開 ―モーゲンソープランからマーシャルプランへ―』(関西 大学出版部、2012 年)
- 20) 本 2 節 における主たる記述は次の文献による。Frei, Norbert: "Wir waren blind, unglaubig und langsam". Buchenwald, Dachau und die amerikanischen Medien im Frühjahr 1945. In: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 35.Jg., 1987. S.385-400.
- 21) Ebd., S.388.
- 22) このときのアイゼンハワーの姿を収めた写真は、本稿4節で扱う小冊子『KZ』 に掲載されている。
- 23) Frei, 1987, a.a.O., S.385. この論文で引かれている、視察の 3 日後にアイゼン ハワーが妻宛に書いた書簡には次のようにある。《このような残忍さ、鬼畜 行為、野蛮さがこの世に本当に存在しうるとは夢にも思っていなかった! 身の毛もよだつ。》
- 24) Ebd., S.389f.
- 25) Ebd., S.396.
- 26) Ebd., S.397.
- 27) Ebd.
- 28) Ebd.

- 29) その代表格はフランツ・ヴェルフェル, シグリ・ウンセットになる。これ については別稿で触れる。
- Mann, Thomas: Tagebücher 1944-1946. Herausgegeben von Inge Jens, Frankfurt am Main, 1986. S.194f.
- 31) 《強制収容所近隣に暮らす 10 歳以上(それより若い多くの例もある)の住民は、1945 年 4 月、5 月に定例的に「残虐行為」を見るよう強いられた。》 Barnouw, Dagmar: Konfrontation mit dem Grauen. Alliierte Schuldpolitik 1945. In: Merkur, 49.Jg. Heft 554, 1995. S.390. ヴァイマル市民がブーヘンヴァルト収容所跡の強制視察をさせられている様子はトーマス・マン『ファウストゥス博士』でも描かれており、また後述のとおり映画「死の製粉所」でも頂点をなす箇所である。
- 32) Frei, Norbert: Von deutscher Erfindungskraft oder: Die Kollektivschuldthese in der Nachkriegszeit. In: Journal for History of Law, No.16, 1997. S.625. その際に撮影された写真が以下に掲載されている。Barnouw, Dagmar: Ansichten von Deutschland (1945). Krieg und Gewalt in der zeitgenössischen Photographie. Frankfurt am Main, 1997, S.73f.
- 33) 次の書籍に掲載されている写真より。Brink, Cornelia: Ikonen der Vernichtung. Öffentlicher Gebrauch von Fotografien aus nationalsozialistischen Konzentrationslagern nach 1945. Berlin, 1998, S.73.
- 34) Ebd., S.75.
- 35) Haerder, Robert: Kollektivschuld. In: Die Gegenwart Nr.2/3, 1.Jg., 1946. S.10.
- 36) これについては別の文脈ですでに触れたことがある。初見基:〈連帯〉の 変容―戦後ドイツ政治文化の一断面一,『ドイツ文学論集』第 37 号 2016. 47-66 頁。またヤスパースの所論をめぐっては別途詳論を準備している。
- Jaspers, Karl: Die Schuldfrage.1946. In: Ders, Lebensfragen der deutschen Politik. München, 1963. S.56f.
- 38) Arendt, Hannah: Besuch in Deutschland. In: Dies., Zur Zeit. Politische Essays. München, 1989. S.58f.
- 39) ここで描写されているとおりのプラカードの実在は確認できない。
- 40) プラカードを《虚偽プロパガンダ》であると難ずる見解も、少なくとも印刷媒体上では確認できない。人びとの日常会話のなかでそのような発言があったにしても、それがどこまで〈本心〉から発せられていたかははなは

だ疑問である。

- 41) Stern, James: Die unsichtbaren Trümmer. Eine Reise im besetzten Deutschland 1945. Aus dem Englischen übersetzt und mit Anmerkungen versehen von Joachim Utz u.a., Frankfurt am Main, 2004. S.49f. 原著 The Hidden Damage の 初版 は 1947 年刊。同箇所で、ラジオ放送でも諸犯罪を列挙し《誰の罪だ?》《お前たちのうちで人道に対する罪を犯したのは誰だ?》と流されていたとの記述がある。Ebd., S.50f.
- 42) 強制収容所写真が戦後担わされた機能については,次の三つの研究が詳しい。 Barnouw, Dagmar: Ansichten von Deutschland (1945). Krieg und Gewalt in der zeitgenössischen Photographie.Basel/Frankfurt am Main, 1997. Brink, Cornelia: Ikonen der Vernichtung. Öffentlicher Gebrauch von Fotografien aus nationalsozialistischen Konzentrationslagern nach 1945. Berlin, 1998. Knoch, Habbo: Die Tat als Bild. Fotografien des Holocaust in der deutschen Erinnerungskultur. Hamburg, 2001.
- 43) KZ. Bildbericht aus fünf Konzentrationslagern. Herausgegeben vom Amerikanischen Kriegsinformationsamt im Auftrag des Oberbefehlshabers der Alliierten Streitkräfte. O.J.[1945] なおページ番号は振られておらず全体ページ数が少ないこともあり、引用にあたっても逐一記さない。
- 44) 英語版も出されているが、これは未確認。
- 45) Brink, a.a.O., S.58ff.
- 46) Ebd., S.60.
- 47) たとえば、4月29日に解放されたダッハウ収容所の写真はここには収められていない。Vgl., Knoch, a.a.O., S.147.
- 48) 《埋葬・片づけ作業には周辺の村の住民たちも引き出された。[『KZ』掲載 写真の〕撮影者は「集団の罪の告発」を写真によってなそうとしているか のように[…]前景の「死体の山」の向こうにドイツ市民たちを臨んでいる。》 Brink, a.a.O., S.68.
- 49) ちなみにこの冊子がどのような反応を引き起こしたかの例は本稿執筆時点 で筆者には確認できていない。
- 50) Chamberlin, Brewster: Todesmühlen. Ein früher Versuch zur Massen-"Umerziehung" im besetzten Deutschland 1945-1946. In: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 29.Jg., 1981. S.421.

- 51) Ebd.
- 52) Ebd., S.422f. 以下はドイツ軍政局 (OMGUS) 文書からの引用による。
- 53) Ebd., S.421.
- 54) 実際にはルクセンブルクから電波を送っていたが、ドイツ国内を拠点とする抵抗運動による放送であると詐称していた。Vgl., Burger, Hanuš: Der Frühling war es wert. Erinnerungen. Frankfurt am Main/Berlin/Wien, 1981.
- 55) 日米開戦以前から合州国で反ファシズム、反ナチを唱えていた者は後の 〈赤狩り〉の時代に共産主義者の疑いのもとに迫害された。
- 56) Burger, 1981, a.a.O., S.65f.; Burger, Hanuš: "Todesmühlen" oder Re-Education by Film? In: Exil, 29.Jg.Nr.2, 2009. S.31. ヴォルフガング・ラングホフ(1901-1966)の体験記はすでに 1935 年に出されており、強制収容所を描いた最初の著作のひとつとして知られる。Langhoff, Wolfgang: Die Moorsoldaten. 13 Monate Konzentrationslager. 1935.
- 57) Burger, 2009, a.a.O.,S.31.
- 58) ハヌシュ・ブルガーはプラハ生まれのドイツ語を母語とするユダヤ系で、 父親の通ったピアリスト修道会基礎学校では9割方がユダヤ系の生徒で、 カフカやヴェルフェルもここを出ているという。休暇に訪れた避暑地では カフカ一家も近隣で過ごしていたことなどが回想されている。Burger, 1981, a.a.O., S.24ff.
- 59) Burger, 2009, a.a.O.,S.31.
- 60) Ebd., S.32.
- 61) Bathrick, David: Billy Wilder's Cold War Berlin. In: New German Critique, 110, Vol.37 No.2, 2010. p.32.
- 62) Burger, 1981, a.a.O., S.257.
- 63) Vgl., ebd., S.258f.
- 64) Burger, 2009, a.a.O.,S.32.
- 65) 英国が計画を進めアルフレッド・ヒッチコックも参画したドキュメンタリー映画「収容所の記憶(Memory of the Camps)」は完成を見ずに頓挫した。
- 66) Walter, Henrike: Ein deutscher Film: Hintergründe. In: Exil, 29.Jg.Nr.2, 2009. S.38.
- 67) 本稿執筆者の聴取をもとに、Anderle, Michaela: Todesmühlen in Wien. Auf den Spuren eines Films im Dienste der Re-education. Diplomarbeit, Wien, 2009. 所収のスクリプトを参照した。なお映画はインターネット上でドイツ語版、英

語版とも視聴できる。筆者が確認したのは以下になる。URL: https://www.youtube.com/verify\_controversy?next\_url=/watch%3Fv%3DOxJZBrtFD6Y)
[2018 年 1 月 7 日最終アクセス]

- 68) Burger, 2009, a.a.O., S.32.
- 69) Kästner, Erich: Wert und Unwert des Menschen. In: Ders., Wir sind so frei. Chanson, Kabarett, Kleine Prosa. München/Wien, 1998. S.67.
- 70) Ebd., S.69f.
- 71) Ebd., S.71.
- 72) Brandt, Willy: Links und frei. Mein Weg 1930-1950. Hamburg, 2012. S384f.
- 73) Ebd., S.385.
- 74) Frei, 1997, a.a.O., S.626.
- 75) 《罪と贖いを 600 万の肩に分散することによって、その双方とも薄まり、実際に罪を負う者にとってはそれが軽減される一方で、その他の人びとにとっては腹立たしく不当で厳しいものとなっている。》 Röpke, Wilhelm: Die Deutsche Frage. Dritte veränderte und erweiterte Aufgabe. Erlenbach-Zürich,1948. なお本書におけるこの箇所の含まれる《集団の罪》を扱った節(S.112-125)は 1945 年刊の初版、第二版にはない。
- 76) ヤスパースは『罪の問題』における〈罪〉の4分類で、集団的に担われるべきであるのは《政治上の罪》のみ、と述べながら、興味深いことに一箇所で"so etwas wie eine moralische Kollektivschuld"なる言い回しを使っている。Vgl., Jaspers, Karl: Die Schuldfrage. 1946. In: Ders., Lebensfrage der deutschen Politik. München, 1963, S.78. これについては別稿で扱う。